

# 被害者保護 増進補助金

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金  
先進安全自動車の整備環境の確保事業

## 申請の手引き



申請者の方は以下の順序に沿って、ご参照ください

P.2

### 概要

本補助金における概要や各支援策の説明

### 対象事業者

本補助金における対象事業者の説明

### 補助対象

本補助金における補助対象の説明

P.3

### 申請受付期間

本補助金における受付期間の説明

### 補助金受領の流れ

本補助金における申請準備～受領までの流れを説明

P.4～5

### 必要書類・申請方法 支援策詳細

申請における参照書類・作成書類・取得書類の説明

P.6～8

### 必要取得書類一覧 必要取得書類詳細

本補助金における支援策ごとの要件や必要書類の詳細を説明

P.9

### 注意事項

本補助金における財産処分の制限期間や対象外の注意点を説明

P.10

### お問い合わせ先

本補助金における連絡先の紹介

## 令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金について

本補助金は先進安全自動車の整備環境の確保事業の実施に要する経費の一部を民間団体等（以下「対象事業者」という。）が補助する事業を行い、当該補助事業に要する経費を国土交通省が補助することにより、自動車整備事業者及び新たに自動車整備事業の認証を受けようとする者による先進安全自動車の整備の促進と整備機会を拡大することを目的とします。そのためのスキャンツールの導入に必要な経費（設備費）及びスキャンツール利活用のための研修に必要な経費の一部を補助し、先進安全自動車の整備環境の確保を目指します。

「令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金」は、国土交通省より採択され、同省監督のもとTOPPAN株式会社が事務局業務を運営しています。

スキャンツールの導入に必要な経費（設備費）及び利活用のための研修に要する経費の一部を補助することで、自動車整備事業者の整備環境を確保し、先進安全自動車の性能を維持する事業

先進安全自動車の整備環境の確保事業に対する支援（スキャンツール）



※本資料は本事業の理解促進のためのものです  
事業実施においては必ず指定の参照書類を確認の上、実施ください

## 対象事業者



自動車整備事業者

## 補助対象

### スキャンツール

国土交通省が認定している補助対象機器一覧に認定している機器が対象です。

### スキャンツール利活用のための研修

国土交通省が認定している補助対象研修一覧に認定している研修が対象です。



# 申請受付期間



## 先進安全自動車の整備環境の確保事業

令和7年

**3月31**日(月) 10:00~

令和8年

**1月30**日(金) 17:00



### 先進安全自動車の整備環境の確保事業 に対する支援（スキャンツール）

※先着順  
※予算がなくなり次第終了

## 補助金受領の流れ

補助金受領までのフローは以下の通りです

● 事務局の動き

交付決定兼額確定

交付



STEP 01  
はじめに



STEP 02  
事業実施



STEP 03  
交付申請兼  
実績報告



STEP 04  
請求書の提出



STEP 05  
補助金受領

申請条件・添付書類を  
確認してください

・補助対象となる機器を確認し導入  
・補助対象となる研修を実施  
※上記の事業の両方またはいずれか



## 参照書類

### ・交付規程

本補助金の交付における条文や様式、別表などが記載されていますので、ご参照ください

### ・公募要領

本補助金の交付における対象となる対象事業者の要件や事業実施（機器の導入や研修の実施）の要件などの詳細が記載されていますので、ご参照ください

### ・システム利用手順書

本補助金の申請システム内での進め方が記載されていますので、ご参照ください

### ・補助対象機器一覧/補助対象研修一覧

本補助金事業の対象として国土交通省から認定されている機器や研修の一覧が記載されていますので、ご参照ください

※補助対象機器一覧に掲載のない機器は補助対象外ですので、ご注意ください

※補助対象研修一覧に掲載のない研修は補助対象外ですので、ご注意ください

### ・【記載例】経費使用明細書（スキャンツール/研修）

入力シートの記入例が記載されていますので、ご参照ください

### ・よくある不備とポイントの解説

本補助金の申請に際して、よくある不備と解消に向けた注意点が記載されていますので、ご参照ください



## 作成書類

### ・経費使用明細書（スキャンツール/研修）

機器や研修における補助金交付申請額が要件の上限額に収まるように作成いただく書類（Excel）です

### ・優先採択に必要な書類（補助金優先採択を希望する場合）

申請受付期間において、申請多数により一部申請を不採択とする必要がある場合に優先的な採択を希望する方が作成頂く書類です

本事業にて必要となる書類は一級整備士在籍の証明書書類です

### 取得書類

- 経費使用明細書
- 認証書
- 補助対象経費に係る請求書の写し
- 補助対象経費に係る領収書の写し
- 補助対象機器の写真
- 研修受講証明書等
- 研修受講費の支払を証する書類（領収書等）の写し
- 振込先の必要事項（口座名義人、金融機関名、支店名、預種目、口座番号）がわかる書類

などの書類を申請までにご準備いただく必要がございます

書類の詳細は次ページに記載の必要取得書類一覧を参照ください

### 申請方法

PCで申請システムにて、利用者登録を行い、申請してください  
アンケートの実施も合わせてご対応ください

※紙媒体での郵送は受け付けておりませんので、ご注意ください

※詳細な手順につきましては、システム利用手順書をご確認ください

## 支援策詳細



1 事業場当たりの上限については **16** 万円  
(設備費：**15万円**、研修費：**1万円**)

補助率：**1/3** ※交付申請額の算出においては、経費使用明細書をご利用ください

## 先進安全自動車の整備環境の確保事業に対する支援（スキャンツール）

No	必要取得書類	対象者	提出時
①	経費使用明細書	全事業者	交付申請兼実績報告時
②	認証書	自動車特定（分解）事業者	交付申請兼実績報告時
③	自動車整備士である証明	認証書を提出できない法人 及び個人	交付申請兼実績報告時
④	現在事項全部証明書の写し （発行後3か月以内のもの）	認証書を提出できない法人	交付申請兼実績報告時
⑤	住民票の写し（発行後 3か月以内のもの） 又は自動車運転免許証の写し※1	認証書を提出できない個人	交付申請兼実績報告時
⑥	直近の給与明細や名刺等	認証書を提出できない法人 及び個人※2	交付申請兼実績報告時
⑦	補助対象経費に係る請求書の写し	スキャンツール補助を 申請する場合のみ	交付申請兼実績報告時
⑧	補助対象経費に係る領収書の写し	スキャンツール補助を 申請する場合のみ	交付申請兼実績報告時
⑨	補助対象機器の写真	スキャンツール補助を 申請する場合のみ	交付申請兼実績報告時
⑩	研修受講証明書等	研修補助を申請する 場合のみ	交付申請兼実績報告時
⑪	研修受講費の支払を証する書類（領収書 等）の写し	研修補助を申請する 場合のみ	交付申請兼実績報告時
⑫	振込先の必要事項（口座名義人、金融機関名、支店名、預 金種目、口座番号）がわかる書類※3	全申請者	請求申請時

※1 次ページで詳細を記載

※2 『自動車整備士である証明』提出時、現在事項全部証明書に記載のない者（法人）や、申請者以外の者（個人事業者）の自動車整備士である証明を提出する場合

※3 法人は自社名義の法人口座、個人事業主は個人事業主本人名義の口座のみ登録可能



## 住民票の写し、又は自動車免許証の写し

### <自動車運転免許証の写し>

表面の「免許の条件等」欄と裏面の「備考」欄に黒塗り（マスキング）処理のうえ、提出ください ※氏名・住所情報を除く

例) 表面

※「免許の条件等」欄を黒塗りすること

裏面

※「備考」欄の氏名、住所は黒塗りしないこと  
それ以外は黒塗りすること

### <住民票の写し>

個人番号（マイナンバー）情報が掲載されている場合、個人番号情報に黒塗り（マスキング）処理のうえ、提出ください

例)

※「個人番号」欄を黒塗りすること

## 振込先の必要事項がわかる書類（請求書の申請時）

振込先の口座名義人(か)、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号がわかる書類  
※法人は自社名義の法人口座、個人事業主は個人事業主本人名義の口座のみ登録できます

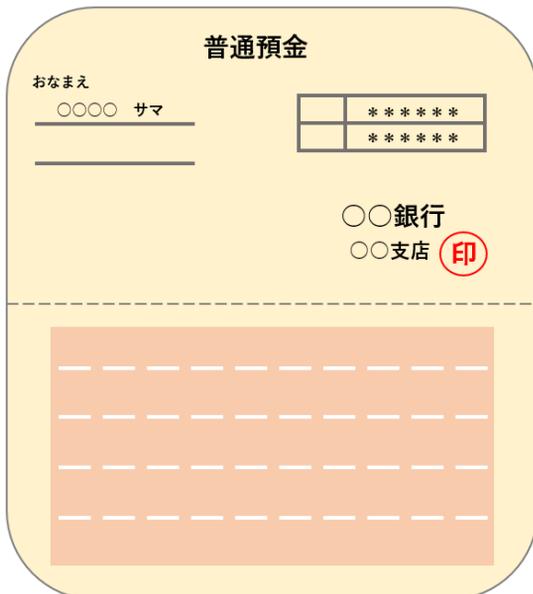
### 「預金通帳を添付の場合」

通帳のオモテ面



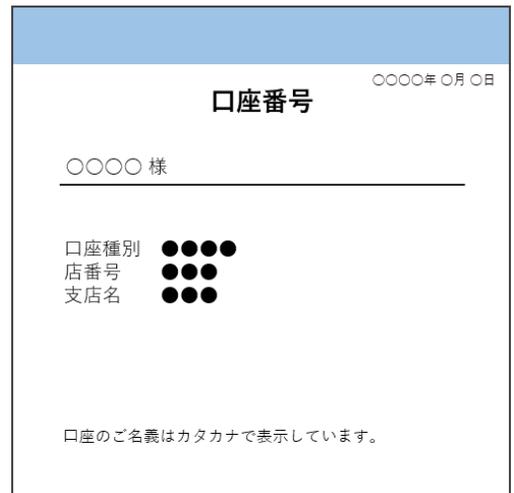
+

通帳を開いた1、2ページ目



### 「電子通帳を添付の場合」

電子通帳画面コピー





## 財産処分の制限期間

本補助金の交付を受けた者は取得財産等について、以下に示す期間の間は、承認を受けずに、本補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、売払、貸付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはなりません

制限期間：5年

※取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産

制限期間内において、取得財産等の処分を希望される場合は、事務局までお問い合わせください



## 対象外

国土交通省からの補助金等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者



## 重複申請

本補助事業と補助対象が重複する国の他の補助金（令和6年度被害者保護増進等事業費補助金を含む）にて機器・研修の補助金交付を受けた場合、同一の機器・研修を本補助事業で重複して補助金を申請することはできません



## 申請システム

パスワードの設定メールが届かない場合は迷惑メールにあるか、受信拒否となっていないかご確認ください

添付ファイルの容量は1ファイルあたり10MB

ファイル形式は、以下のとおりです

PDFファイル：.pdf

Excelファイル：.xls .xlsx

画像ファイル：.jpg .jpeg .png

※zipファイルは不可

## お問い合わせ先

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局



**03-4446-4346**

受付時間 9:00~18:00

※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く

※電話番号はお間違いのないようお願いいたします。（通話料がかかります）

※恐れ入りますが、つながらない場合は、しばらく経ってからおかけ直してください。

ホームページによくある質問をご用意しておりますので、  
事前にご確認いただきますようお願いいたします

2025年3月25日 -

新規作成